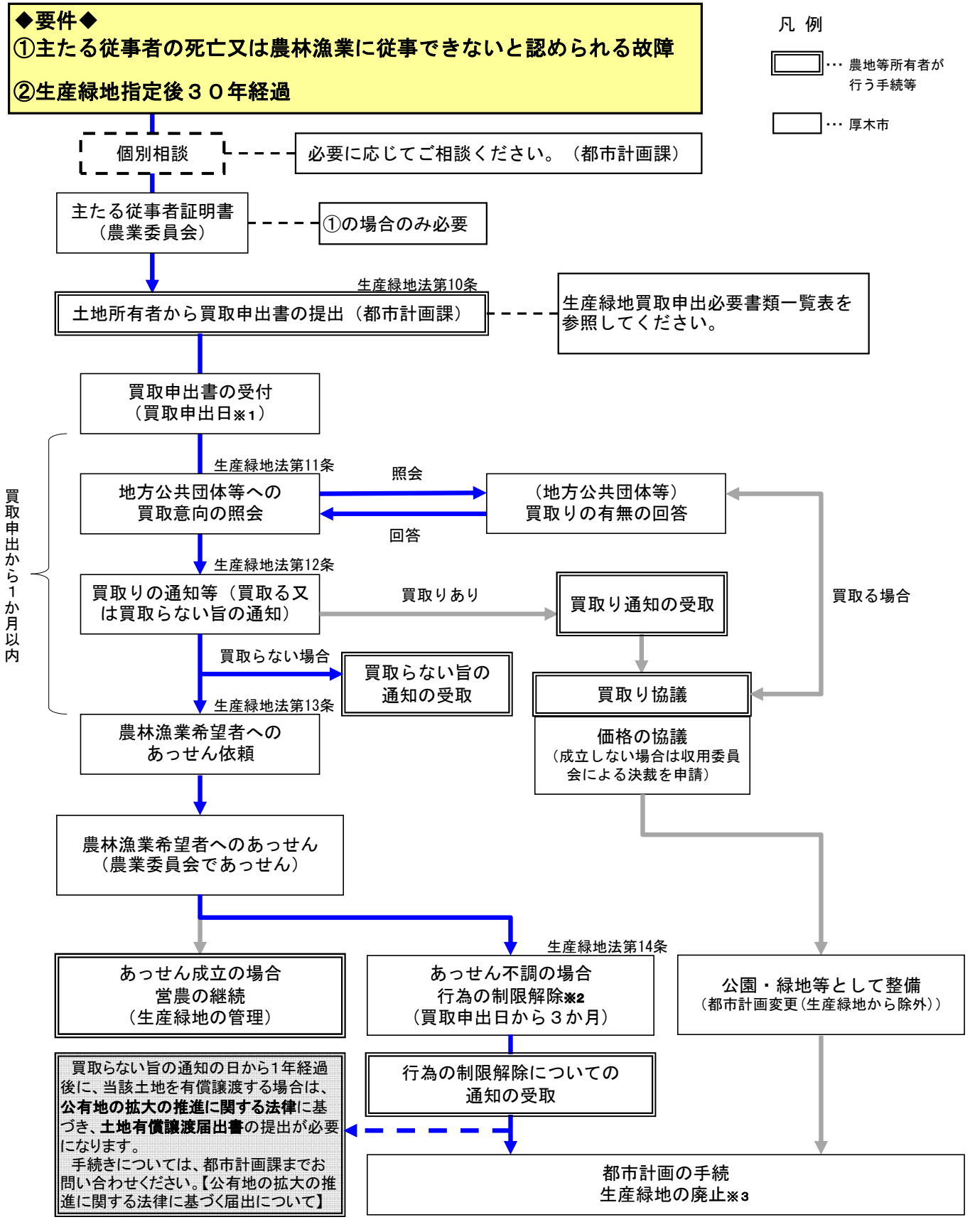


# 生産緑地買取り申出 手続きの流れ



※1：提出書類が全て整い、都市計画課において買取り申出書を受付した日となります。

※2：買取り申出日から起算して3か月以内に当該生産緑地の所有権の移転（相続その他の一般継承による移転を除く。）が行われなかったときは、行為の制限（生産緑地法第7条から第9条までの規定）の解除となります。

※3：買取り申出された生産緑地については、都市計画審議会の議を経て廃止手続を行います。